

令和5年第2回定例会

埼玉県後期高齢者医療  
広域連合議会議案

令和5年10月31日

# 議 案 目 次

議案第 1 1 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について……………1
議案第 1 2 号	令和 5 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）……………別冊
議案第 1 3 号	令和 5 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）……………別冊
議案第 1 4 号	令和 4 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について……………4
議案第 1 5 号	令和 4 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について……………5
議案第 1 6 号	訴えの提起について……………6
議案第 1 7 号	訴えの提起について……………8

## 議案第11号

埼玉県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について  
埼玉県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例を別紙のとおり制定する。

令和5年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

### 提案理由

埼玉県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例を制定したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。



## 埼玉県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

### (設置)

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合の健全な財政運営に資するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度の埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれに掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得などのための経費の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第14号

令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定に  
ついて

令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

### 提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。





## 議案第15号

令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計  
歳入歳出決算認定について

令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

### 提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。



## 議案第16号

### 訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和5年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

### 提案理由

第三者行為損害賠償金の未払いによる大宮簡易裁判所への支払督促の申立て等に関し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、あらかじめ議決を求める。



## 訴えの提起について

### 1 相手方

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○

### 2 事件の内容

- (1) 平成29年7月18日に埼玉県後期高齢者医療広域連合被保険者（以下「被害者」という。）は、自転車走行中、相手方の自転車と対面にて接触し、被保険者が負傷した。
- (2) 埼玉県後期高齢者医療広域連合は、被害者の相手方に対する医療給付に係る損害賠償請求権を代位取得し、相手方に対して第三者行為損害賠償金として2,588,737円の請求を行った。
- (3) 相手方に対し再三催告したものの、支払いに応じなかった。
- (4) そこで、相手方に対して第三者行為損害賠償金の支払いを求め、支払督促の申立て等を行うものである。その際、相手方が督促異議の申立てを行った場合には民事訴訟法第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、あらかじめ議決を求めるものである。

### 3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し第三者行為損害賠償金の支払いを求めるもの
- (2) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

### 4 事件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴するものとする。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。



## 議案第17号

### 訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和5年10月31日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

### 提案理由

負担割合相違返還金の未払いによる川越簡易裁判所への支払督促の申立て等に関し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、あらかじめ議決を求める。





## 訴えの提起について

### 1 相手方

○○  
○○○○

### 2 事件の内容

- (1) 平成30年7月の修正申告により、埼玉県後期高齢者医療広域連合被保険者（以下、「被保険者」という）の所得更正があったことから、平成26年度以降の自己負担割合が1割から3割に変更となったため、その差額に係る返還金が発生した。
- (2) 平成29年10月29日に被保険者は死亡しているため、埼玉県後期高齢者医療広域連合は、被保険者の相続人を調査し、平成30年9月25日に相続人に対して負担割合相違返還金として221,986円の請求を行った。
- (3) 相手方に対し再三催告したものの、支払いに応じなかった。
- (4) そこで、相手方に対して負担割合相違返還金の支払いを求め、支払督促の申立て等を行うものである。その際、相手方が督促異議の申立てを行った場合には民事訴訟法第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、あらかじめ議決を求めるものである。

### 3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し負担割合相違返還金の支払いを求めるもの
- (2) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

### 4 事件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴するものとする。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。